

公 安 委 員 会 説明資料No. 1	犯罪被害者等給付金の審査請求事案の 裁決について	令和元年9月19日 長 官 官 房
------------------------	-----------------------------	----------------------

公 安 委 員 会	「銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の 一部を改正する内閣府令案」について	令和元年9月19日
説明資料No. 2		生 活 安 全 局

1 趣旨

近年の国際的なライフル射撃競技大会におけるライフル銃の使用実態やライフル射撃競技の関係団体からの意見等を踏まえ、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和33年総理府令第16号。以下「銃刀法施行規則」という。）を改正するもの。

2 改正の概要

現行の銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「銃刀法」という。）においては、危害予防の観点から、銃砲の構造又は機能が政令で定める基準に適合しない銃砲については所持許可を受けることができないこととしており、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）及び銃刀法施行規則において、ライフル銃の全長について93.9センチメートルを超えることと定められているところ、近年、国際的なライフル射撃競技大会において、相当数の外国人選手が全長93.9センチメートル以下のライフル銃を使用している実態があること、ライフル射撃競技の関係団体からの意見があること等も踏まえ、専ら標的射撃の用途に供するライフル銃にあっては、全長に係る規制を他の銃砲と同様に維持する必要性が高いとは言えないことから、銃刀法第4条第1項第1号の許可を受けて所持する、専ら標的射撃の用途に供するライフル銃について、銃の全長に係る規制を見直すもの。

3 意見公募手続の実施結果

内閣府令案について、令和元年7月22日（月）から同年8月20日（火）までの間、意見公募手続を実施したところ、4件の意見が寄せられた。

4 施行期日

公布の日